

大和市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第5号

### 大和市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

大和市養育医療に関する規則（平成25年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 省令第9条第1項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）をする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 養育医療給付事業寡婦（夫）控除みなし適用申請書（申請者が未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知「未熟児養育医療費等の国庫負担について」別紙。以下「国要綱」という。）別表1備考第10項の規定の適用を受ける者である場合に限る。）
- (3) 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）の医師が作成した養育医療意見書
- (4) 世帯調書
- (5) 生活状況を証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2条第2項中「前項」を「前項第5号」に改め、「次の各号」の次に「に掲げる者」を加え、「添付」を「提出」に改め、同項第3号中「掲げる者」の次に「及び国要綱別表1備考第10項の規定により市町村民税が課されていない者としてみなされた者」を加え、同項第4号中「所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による所得税が課されていない者又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により所得税が免除されている者（前3号に掲げる者を除く。） 税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年の所得税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類並びに」を「地方税法の規定による市町村民税が課されている者 当該」に改め、同項第5号を削り、同条第3項中「第1項の申請書の提出」を「申請」に、「省令第9条第2項に規定する養育医療券（以下「養育医療券」という。）」を「養育医療券」に改める。

第3条第1項中「養育医療券」を「前条第3項の規定により養育医療券の交付を受けた者が、養育医療券」に改める。

第4条第1項中「（以下「継続給付申請者」という。）」を削り、「養育医療給付申請書に養育医療意見書を添えて」を「第2条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定による継続給付の申請について準用する。

第5条第2項中「申請した者に」を「、当該申請をした者にそれぞれ」に改める。

第6条中「未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知）別紙未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」を「国要綱」に改める。

別表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	養育医療給付事業寡婦（夫）みなし適用申請書	第2条
第5号様式	養育医療券	第2条から第4条まで

別表様式番号の欄中「第4号様式」を「第6号様式」に、「第5号様式」を「第7号様式」に、「第6号様式」を「第8号様式」に、「第7号様式」を「第9号様式」に、「第8号様式」を「第10号様式」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。